

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に関する指示文書の受領について

2021年4月27日
北陸電力株式会社

昨日（4月26日）、原子力規制委員会より、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正に関する下記の内容の指示文書を受領しました。

当社は、今回の原子力規制委員会からの指示に対して適切に対応してまいります。

記

1. 改正後の解釈の施行時において新規制基準に係る許可を受けている原子力施設
 - ・ 令和4年1月20日までに、基準地震動に関し、標準応答スペクトル^{※1}による評価を行い、評価結果を記載した許可の申請を行うこと
 - ・ ただし、改正後の解釈を適用しても基準地震動を変更する必要がないと考える場合は、令和3年7月20日までに変更が不要であることを文書にて提出すること
2. 改正後の解釈の施行時において新規制基準に係る審査を受けている原子力施設
 - ・ 令和4年1月20日までに、現在審査を受けている原子炉施設について、基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行い補正申請を行うこと
 - ・ ただし、令和4年1月20日までに改正前の解釈で新規制基準に係る許可を受けた場合は、改正後の解釈の施行の日から9か月を経過する日又は当該許可を受けた日から起算して3か月を経過する日のいずれか遅い日までに、標準応答スペクトルによる評価を行い、評価結果を記載した許可の申請を行うこと
3. 改正後の解釈の施行時において新規制基準に係る申請を行っていない原子力施設
 - ・ 今後新規制基準に係る申請を行う場合には、基準地震動に関し、標準応答スペクトルによる評価を行い、評価結果を記載した許可の申請を行うこと

以上

※1 標準応答スペクトル

新規制基準で考慮することとされている「震源を特定せず策定する地震動」^{※2}の1つで、原子力規制委員会が国内で発生した89地震の観測記録を収集・分析し、全国共通に考慮すべきものとして策定した地震動

※2 震源を特定せず策定する地震動

基準地震動Ssの策定の際に考慮することが要求されている地震動で、震源と活断層との関連付けが困難な過去に発生した地震で得られた観測記録を基に策定する地震動